素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料（しよう油を生産する際に副産されるものを除く。）、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料、家庭園芸用複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料、液体微量要素複合肥料

附　則

この告示は、平成三十年二月二十二日から施行する。

○農林水産省告示第百三十六号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号（肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（1の(1)のロ関係）	別表第1（1の(1)のロ関係）
1　尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状副産窒素肥料	1　尿素、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液体副産窒素肥料
2　有機質肥料	2　有機質肥料
3　家庭園芸用肥料	3　家庭園芸用肥料
4　指定配合肥料	4　指定配合肥料

附　則

この告示は、平成三十年二月二十二日から施行する。